

## <資料紹介>

# 天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について

大石 慎三郎

### 1. はじめに

天保改革は、江戸時代3大改革のなかでは最も研究業績の多い部門である。しかしまだ、幸田成友「天保改革の一節」・「株仲間の解放」・「天保14年の御用金」・「天保人別改令」（共に同氏『日本経済史研究』所収）、宮本又次「天保改革前の株仲間」・「天保改革と株仲間」・「嘉永度問屋組合の再興」（共に同氏『株仲間の研究』所収）、徳富猪一郎『近世日本国民史、天保改革篇』、日本経済史研究会篇『近世日本の三大改革』所収の天保改革の諸研究など戦前の諸研究がそのまま利用されており、戦後の諸研究は必ずしも根本史料によって再検討を加えたというより、その段階なりの新解釈を加えたといったものも少なくなく、基礎作業の必要はまだ多分に残されている。

勿論私はいまここで、それら残された基礎作業を全面的に行なう余裕も力も持ち合さない。ただ天保13年8月5日に出された“錢相場公定に伴う物価引下げ令”に対応して江戸市中41名の諸色掛り名主によって書き出された「物価書上」があり、それが当時の江戸市中諸商品値段を知るうえに（なかんづく小売値段を知るうえに）非常に有効であると思われるので、その史料紹介を行ないたい。

まず天保13年8月5日の“錢相場公定に伴う物価引下げ令”の説明から始めよう。というのは、この法令そのものが現段階ではまだ十分知られているとはいえないと思うからである。法令は、

連年錢相場下値ニ而、諸色値段江も相響、下々難儀いたし其上問屋組合停止後者、相場不同ニ而所々取引釣銭等区々ニ相成候趣、相聞候間、已來金壹兩ニ付錢六貫五百ニ入替之積を以売買可致候、且仙台角錢石巻錢、其外他國も錢相廻し候儀、一切可為無用候、若相背候族有之ニおる者、右錢

取立嚴重之各可申付候。

右之通錢相場相立遣候上者、此上諸色値段引下ケ実意ニ渡世いたし候様、町役人共精々厚世話可致候、此上御趣意之趣等閑ニ相心得候者有之者、其当人共之不垮者勿論之儀、畢竟申ニ論方等閑故之儀ニ付、町役人共迄急度曲事可申付候。

右之趣町中不洩様、早々可触知もの也

寅八月

右之通從町御奉行所被仰渡候間、急速順達いたし町中不洩様入念早々可相触候、但番屋江張出并両替渡世之者見世先江張出置可申候

八月五日

町年寄役所

というのである。この法令に翌8月6日次ぎのような追加法令が出されている。

昨五日御有之候錢相場金壹兩ニ付六貫五百文替御定被仰渡御座候ニ付、諸色値段、右釣合を以引下ケ候様、夫々諸商人共取調可仕候間此段申上候以上

諸色掛り

名主

右之通南北御番所並館市右衛門殿江書取差出候間、各様御持分之諸色御取調、右錢相場釣合を以、値段為引下、調書出来之分両御番所江御差出可被成候此段御達候以上

但銀目売之分者調ニ不及申候以上

八月六日

月番

さて8月5日の令は錢相場が下落して下々が難儀をするので、以来金1両に対し錢6貫500文の公定相場とする。したがって錢相場が公定で上げられたのだから（錢で買う）諸商品を引下げて商人は誠実に商売をするように、という事が主要内容であり8月6日の令は、この5日の令（処置）が遵守されて、錢相場が引き上げられた釣合いだけ、物価が引下げられた筈であるからというので、その調査書上

げを命じたものである。したがって、本論で紹介しようとする「物価書上」は享保13年8月5日の命にともない、同8月6日に出された前述法令にもとづいて作られたものであることが分かる。「物価書上」という表題は後筆でつけられたもので、内表紙は「銭相場町触以後物価引下り候旨書上」で作製者は諸色掛となっている。内容は後出別表の通りであるが、ここに出てくる引下げ値段なるものは、たとえば、「紙引下げ値段書上」の後書が“此度銭相場六貫五百文替ニ相成候ニ付、右之通小売値段相改、此外諸紙右ニ准シ引下ゲ売買可為仕哉ニ奉存候 此段 申上候以上”とあり日付が寅（天保13）8月12日となっており、また“酒酢醬油値段書上”の後書が“右者此度銭相場御定被仰渡御座候ニ付右釣合を以、右之通値段引下ケ売之為仕度奉存候間此段申上候以上”とあり日付が寅8月12日となっているように日付も8月8日を初見として、同年10月6日まで分布しており、言うまでもなく8月中が圧倒的に多く現実にこの引下げ値段通りに引下げたというのではなく銭相場改訂に伴って、それに釣合うような引下げ値段を目標に今から引下げようというのである。

したがって、天保改革に対する諸民の反応その他からみて、現実にこの目標値段が実行されたかどうかについては問題が多分にあるだろう。しかし、その場合でも、この「物価書上」が天保改革段階の江戸の商品値段（時に小売値段）を知る貴重な史料たることを失わない。

さて、ここで銭相場について述べると、銭は江戸時代三貨（金・銀・銭）のなかで最も小額貨幣であ

って、大名・武士・商人達の通貨というより、その下に存在する最下層たる庶民の通貨であるといえよう。したがって銭相場の低落は単純な通貨価値の低落といった問題ではなく、江戸時代社会構成の最下層に位置する庶民大衆をなかんづく難儀させるところの経済現象であった。

したがって、困窮諸民の動向が特に問題になる天明期以降、心ある為政者にとっては無視することの出来ない問題であった。

さて、ここでまず実際の銭相場の動向がどうであったかを三井高維編述『新稿両替年代記關鍵』巻二考証篇第八鍵「江戸を中心としたる三都の金銀銭相場の年表」から宝暦元年（1751）より天保13年までの銭相場を表示、それに天保13年8月5日の公定銭相場6,500文を当該銭相場で割ったもの（銭相場高低指数——1.00以上は銭相場が高い事を示し、1.00以下は銭相場が低い事を示す）および若干の銭に対する註記を付した。

なお原表では、たとえば文化14年5月の銭相場が6,850~6,870といったような部分があるが、本表では、このような場合すべて6,860といったように平均値をとり、文以下の端数があった場合は切り捨てた。また年表には天保13年令は5月の銭相場までで「8月6日江戸町触銭相場下値に付金壹兩に付銭6貫500文替に公定」と註記があり、嘉永5年まで空白となっている。この間は公定故相場がたたなかつたのであろう。また同書註記の銭相場公定の町触発布を8月6日としてあるのは、前記法令で分かるように8月5日とすべきであろうか。

第 1 表

年	月	銭相場 (A)	$\frac{6,500}{A}$	註
宝暦元年		4 320文 4 470	1.50 1.45	
2		4 370 4 480	1.48 1.45	
3		4 302 4 455	1.51 1.45	
4		4 180 4 375	1.55 1.48	
5		3 892 4 360	1.67 1.49	
6		3 955 4 265	1.64 1.52	
7		4 197 4 298	1.54 1.51	
8		4 260 4 370	1.52 1.48	

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

年	月	錢相場 (A)	$\frac{6,500}{A}$	註
宝暦 9年		4,350	1.49	
		4,450	1.46	
10		4,145	1.56	
		4,410	1.47	
11		4,035	1.61	
		4,250	1.52	
12		3,998	1.62	
		4,160	1.56	
13		4,040	1.60	
		4,135	1.57	
明和元年		4,020	1.61	
		4,070	1.59	
2		3,970	1.63	
		4,102	1.58	
3		4,020	1.61	
		4,050	1.60	
4		4,060	1.60	7月, 田沼意次側用人となる。
		4,145	1.56	
5		4,140	1.57	
		4,420	1.47	
6		4,420	1.47	
		5,002	1.29	
7		4,850	1.34	
		5,730	1.13	
8		5,255	1.23	
		5,488	1.18	
安永元年		5,210	1.24	1月, 田沼意次老中となる。
		5,730	1.13	
2		5,082	1.27	
		5,560	1.16	
3		5,150	1.26	
		5,770	1.12	
4		5,204	1.24	
		5,410	1.20	
5		5,120	1.26	
		5,570	1.16	
6		5,560	1.16	
		5,842	1.11	
7		5,710	1.13	
		6,050	1.07	
8		5,950	1.09	
		6,270	1.03	
9		5,935	1.09	
		6,292	1.03	
天明元年	正月	6,292	1.03	
	11	6,510	0.99	
2	8	5,510	1.17	
	2	6,535	0.99	
3	8	5,297	1.22	
	正	5,915	1.09	
4	正	5,465	1.18	
	12	6,225	1.04	
5	正	6,097	1.06	
	11	6,560	0.99	
6	12	5,165	1.25	8月, 田沼意次罷免さる。
		6,535	0.99	
7	6	4,697	1.38	
	4	6,055	1.07	
8	正	5,620	1.15	
	10	5,980	1.08	
寛政元年	正	5,460	1.19	
		5,902	1.10	

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

年	月	錢相場 (A)	6,500 A	註
寛政 2年	3	5,850	1.11	
	10	6,010	1.08	
3	3	5,030	1.29	
	正	6,002	1.08	
4	正	5,210	1.24	
	9	5,680	1.14	
5	4	5,055	1.28	7月, 松平定信老中を辞任する。
	10	5,860	1.10	
6	閏11	5,450	1.19	
	11	6,002	1.08	
7	10	6,010	1.08	
	正	6,650	0.97	
8	4	5,630	1.15	錢相場年々下値にて日用諸色高値になり, 下々難儀に付御救のため当春以来度々錢御買上あり(兩替年代記 閏鍵巻2)
	10	6,150	1.05	
9	3	6,092	1.06	
	12	6,392	1.01	
10	4	6,288	1.03	
	5	6,455	1.00	
11	6	6,240	1.04	
	10	6,602	0.98	
12	2	6,240	1.04	錢相場下落につき引上げを令す(御触書天保集成5958号)
	10	6,620	0.98	
享和元年	11	6,680	0.97	
	4	6,320	1.02	
2	7	6,520	0.99	
	10	6,692	0.97	
3	4	6,660	0.97	
	6	6,760	0.96	
文化元年	12	6,675	0.97	
	11	6,760	0.96	
2	12	6,660	0.97	
	正	6,760	0.96	
3	3	6,210	1.04	
	正	6,745	0.96	
4	12	6,560	0.99	
	正	6,660	0.97	
5	4	6,575	0.98	
	10	6,730	0.96	
6	3	6,692	0.97	
	12	6,815	0.95	
7	正	6,815	0.95	
	10	6,892	0.94	
8	閏 2	6,745	0.96	
	10	6,975	0.93	
9	3	6,860	0.94	
	11	6,992	0.92	
10	10	6,210	1.04	近年別て錢相場下落し, 錢にて商売の軽き商人が難儀をするので, 他國より錢をまわすことを禁ず(御触書天保集成5958号)
	9	7,010	0.92	
11	9	6,630	0.98	
	5	6,845	0.94	
12	3	6,360	1.02	
	9	6,810	0.95	
13	3	6,760	0.96	
	10	6,860	0.94	
14	4	6,810	0.95	
	5	6,860	0.94	
文政元年	6	6,792	0.95	
	8	6,860	0.94	
2	11	6,750	0.96	
	5	6,905	0.94	

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

年	月	錢相場 (A)	6,500 A	註
文政 3年	12	6,720	0.96	
	7	6,800	0.95	
4	12	6,555	0.99	
	正	6,820	0.95	
5	12	6,565	0.99	
	正	6,765	0.96	
6	12	6,470	1.00	錢相場高値のため払銭を行なう（天保撰要類集・金銀錢之部）
	正	6,705	0.96	
7	12	6,520	0.99	
	5	6,720	0.96	
8	12	6,535	0.99	
	5	6,650	0.97	
9	12	6,535	0.99	
	5	6,635	0.97	
10	11	6,530	0.99	
	正	6,605	0.98	
11	11	6,535	0.99	
	正	6,600	0.98	
12	12	6,400	1.01	錢相場が高値になったからというので、両替屋共より払銭を勘定奉行に懸合う（天保撰要類集・金銀錢之部）
	正	6,600	0.98	
天保元年	正	6,500	1.00	
	8	6,600	0.98	
2	12	6,535	0.99	
	5	6,600	0.98	
3	12	6,620	0.98	
	2	6,535	0.99	
4	11	6,420	1.01	
	7	6,620	0.98	
5	12	6,535	0.99	
	5	6,620	0.98	
6	正	6,570	0.98	天保 100 文銭を発行（御触書天保集成6012号）
	9	6,680	0.97	
7	12	5,850	1.11	
	11	6,735	0.96	
8	正	5,850	1.11	
	5	6,735	0.96	
9	正	6,650	0.97	
	5	6,735	0.96	
10	正	6,735	0.96	
	12	6,900	0.94	
11	正	6,850	0.94	
	12	6,980	0.93	
12	正	6,965	0.93	5月、天保改革はじまる。12月株仲間の解散を命ず。
	12	7,015	0.92	
13	正	6,665	0.97	
	5	6,995	0.92	

最も概括的表現をもって江戸時代の金・銀・錢相場を論ずる場合、金1両に対し銀60匁、錢4貫文とするのが一般である。この標準的錢相場は4貫文代というかたちで宝暦・明和段階はほぼ守られているが、明和6年(1769)に一度4貫文代を割って5貫文代におちこみ以後急速に5貫文代を下落して安永7年(1778)には6貫文代におちこみ、天明時代はこの6貫文代を中心に上下している。

これを見ても、いわゆる“田沼時代”は錢相場の急激な下落期として捉えられ、田沼期は庶民通貨た

る錢相場の下落という面からでも、庶民生活の困窮は拍車をかけられたといえよう。田沼期の一揆、打ちこわしなどの激化の原因は、単に飢饉などのみではなく、この面からも求むべきことが分かる。それが寛政改革期に入ると一時5貫文代に相場は回復している。しかし傾向的低落はまぬがれていない。さて寛政期に大体天保13年の6貫500文より高値を維持していた錢相場は、享和・文化と6貫500文の線を割ったまま天保改革をむかえることが分かるのである。

さて次に問題になるのは、金1両銭=6貫500文という公定数値であるが、寛政8年の「銭相場年々下直にて日用諸色高値になり、下々難儀に付、御救のため当春以来度々銭御買上あり」、寛政12年の「銭相場下落につき引上げを令す」、文化10年の「近年別て銭相場下落し、銭にて商売の軽き商人が難儀をするので、他国より銭をまわす事を禁ず」などの銭相場引上げの法令が出ている前年が、表で分かるように必ず6貫500文ラインを割っているところから、寛政年間にすでにほぼ6貫500文ラインに近い当局の銭相場観があったことが分かる。

このことは更に文政6年(1823)に銭相場が高値であるというので払銭が行なわれ（この時は6貫470文と6貫500文ラインを僅かに割っている）更に文政12年12月6日に、江戸の両替屋共が、銭相場が高値であるという理由で払銭を勘定奉行に掛け合うという事件がおこるが、この年の3月は6貫360文と、たしかに6貫500文ラインをうわまわっている。

さてこの掛合いに対し勘定奉行村垣淡路守、土方出雲守兩名は老中水野出羽守忠成の決裁を得て「金五千両分浅草於御蔵御払ニ取斗、尤御払之節ニ臨ミ

万一相場引下ケ候ハハ金壹兩ニ付六貫五百文余替位迄を限り御払之積被仰渡候」と下ケ札を付している。つまり金1両に銭6貫500文となるのを目標に払銭をするようにとの指示を出しているのである。

このことから幕府当局がこの段階にすでに金1両は銭6貫500文位が妥当であるとの明確な相場観を持っていたことが分かるのである。したがって水野忠邦の銭相場を6貫500文に固定し、それに合すように諸物価を引下げさせようとする処置は、決して常識をとびはなれた不当な処置とはいえないのである。

以下この公定銭相場をもととし、物価引下げ令によって実施されたとする「物価書上」を示すと次ぎ（第2表—76～127頁）の如くなる。

なお、この「物価書上」は、各組諸色引下げ掛が、各々作製提出したと思われるものをそのままとめているので、形式の細部については、不統一なところが多い。表につくるに当たって、出来るだけ全体を統一して体裁よくしようと努力したが、事の性格上統一しきれない部分も多かった。その点了承されたい。

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

第 2 表

(1) 糸類引下げ値段書上 六番組諸色掛 弓町 名主 源太郎

品 名	単 位
京都仕入 糸片 糸	1匁につき (掛目)
紺花色木綿 糸	100文につき
薄色木綿 糸	〃
白木綿 糸	〃
極上麻 守	10匁につき (掛目)
極上 糸	1匁につき (〃)
同中 糸	〃 (〃)
同下 糸	〃 (〃)
同染 白糸	〃 (〃)
同州 糸	〃 (〃)
木綿 糸	100文につき
同薄 糸	〃
同極上 麻	10匁につき (掛目)
同中 麻	〃 (〃)
三味線 糸	10把 = 付
同大ト 糸	10筋 = 付

(2) 煎茶引下げ値段書上 六番組諸色掛 弓町 名主 源太郎

品 名	単 位
青本 川 山上	200目 1斤 = 付
岡朝初 瀬霞	〃
初 桜	〃
みなも と桜	〃
八重 桜	〃
遅若初 松音	〃
玉伊 勢川 井山上垣垣	〃
本八上 八重	〃
白明 保 菊野月花	〃
満末 摘	〃

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ		引下げ率
(掛目) ( )	72文	(掛目) ( )	64文	0.88
	9匁 3分		10匁	0.93
	10匁		10匁 8分	0.92
	11匁		11匁 8分	0.93
	40文		36文	0.90
	72文		64文	0.88
	68文		60文	0.88
	56文		52文	0.92
	48文		44文	0.91
	36文		32文	0.88
(掛目) ( )	9匁 5分	(掛目) ( )	10匁 5分	0.90
	10匁		11匁	0.90
	11匁		12匁	0.91
	44文		40文	0.90
	36文		32文	0.88
	112文		100文	0.89
	70文		68文	0.97
	130文		120文	0.92
				平均 0.90

是までの値段		此度引下げ		引下げ率
	88 文		84 文	0.95
	100 文		92 文	0.92
	120 文		112 文	0.93
	136 文		128 文	0.94
	180 文		168 文	0.93
	200 文		188 文	0.94
	228 文		216 文	0.94
	272 文		256 文	0.94
	372 文		348 文	0.93
	448 文		416 文	0.92
	500 文		456 文	0.91
	88 文		84 文	0.95
	100 文		92 文	0.92
	180 文		168 文	0.93
	200 文		188 文	0.94
	272 文		256 文	0.94
	372 文		348 文	0.93
	400 文		372 文	0.93
	448 文		416 文	0.92
				平均 0.93

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(3) 車力賃・麩類・煮豆値段引下げ方書上 拾番組諸色掛 麻布谷町 名主 太一郎

品名	単位
車力賃	道法 6.7町位の処 1輛=付 道法 10町~15町迄 1輛=付 道法 1里~1里半迄
雪輪麩・蒸相良麩	1本=付
丸麩・麩麩	〃
相良麩	〃
結麩・つと麩	10ヲ=付
大縮面麩・蛤麩・小角麩・俵麩・粟麩・唐黍麩	〃
煮豆	曲物入 1ツ=付
梅ひしほ	錢 100文=付
松かえ味噌・養老ひしほ	〃
桜味噌・常磐味噌	〃
松かえでん梅	〃
甘露梅	10ヲ=付

(4) 紙引下げ値段書上 諸色掛之内 村松町 名主 源六 小伝馬町 名主 五郎三郎

品名	単位
半紙	1帖=付
〃	〃
〃	〃
〃	〃
〃	〃

(5) 酒酢醬油値段書上 七番組諸色掛 南茅場町 名主 甚七 靈岸島浜町 名主

品名	単位
極上酒	1升=付
上酒	1合=付
中酒	1升=付
下酒	1合=付
極上味淋酒	1升=付
極上醬油	1合=付
地廻り上醬油	1升=付
中醬油	1合=付
下醬油	1升=付
上酢	1合=付
	1升=付
	1合=付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

青山久保町 名主 佐太郎

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銭 280文	266文 (但4人曳)	0.95
〃 500文	472文 (〃)	0.94
〃 1貫48文	1貫文 (〃)	0.95
銭 62文	59文	0.95
〃 19文	18文	0.94
〃 40文	38文	0.95
〃 20文	19文	0.95
〃 50文	48文	0.96
銭 88文	84文	0.95
目方 45匁	目方 47匁3分	0.95
〃 140匁	〃 147匁	0.95
〃 120匁	〃 126匁	0.95
〃 125匁	〃 131匁	0.95
銭 28文	銭 26	0.92
	平均	0.94

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
36文	34文	0.94
32文	30文	0.93
28文	26文	0.92
24文	23文	0.95
20文	19文	0.95
	平均	0.93

太一郎 南新堀町 名主 平兵衛

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
236文	228文	0.96
24文	23文	0.95
181文	176文	0.97
18文	17文	0.94
148文	145文	0.97
15文	14文	0.93
124文	119文	0.95
12文	11文	0.91
250文	244文	0.97
26文	25文	0.96
190文	180文	0.94
22文	18文	0.81
188文	172文	0.91
20文	17文	0.85
132文	130文	0.98
14文	13文	0.92
80文	77文	0.96
8文	7文	0.87
68文	64文	0.94
7文	6文	0.85

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(5) つづき

品名	単位
中 酢	1 升 = 付
下 酢	1 合 = 付
	1 升 = 付
	1 合 = 付

(6) 下り地廻り醤油酢値段書上 七番細諸色掛 霊岸嶋浜町 名主 太郎 南茅場町

品名	単位
下り極上醤油	1 升 = 付
地廻り上醤油	1 合 = 付
中醤油	1 升 = 付
下醤油	1 合 = 付
上 酢	1 升 = 付
中 酢	1 合 = 付
下 酢	1 升 = 付
	1 合 = 付

(7) 下り酒値段引下げ書上 七番組諸色掛 南茅場町 名主 甚七 霊岸嶋浜町 名主

品名	単位
極上酒	1 升 = 付
上 酒	1 合 = 付
中 酒	1 升 = 付
下 酒	1 合 = 付
極上味淋酒	1 升 = 付
	1 合 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
48 文	46 文	0.95
5 文		
30 文	28 文	0.93
3 文		
		平均 0.92

名主 甚七 南新堀町 名主 平兵衛

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
190 文	180 文	0.94
22 文	18 文	0.81
188 文	172 文	0.91
20 文	17 文	0.85
132 文	130 文	0.98
14 文	13 文	0.92
80 文	77 文	0.96
8 文	7 文	0.87
68 文	64 文	0.94
7 文	6 文	0.85
48 文	46 文	0.95
5 文		
30 文	28 文	0.93
3 文		
		平均 0.90

太一郎 南新堀町 名主 平兵衛

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
236 文	228 文	0.96
24 文	23 文	0.95
181 文	176 文	0.97
18 文	17 文	0.94
148 文	145 文	0.97
15 文	14 文	0.93
120 文	119 文	0.99
12 文	11 文	0.91
250 文	244 文	0.97
26 文	25 文	0.96
		平均 0.95



天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
4匁8分	4匁7分	0.97
4匁3分	4匁2分	0.97
2匁8分	2匁6分5厘	0.94
2匁6分	2匁4分5厘	0.94
2匁4分	2匁3分	0.95
2匁3分	2匁1分5厘	0.93
1匁7分8厘	1匁7分	0.95
2匁8分	2匁7分9厘	0.99
3匁1分5厘	3匁1分	0.98
2匁7分3厘	2匁7分	0.98
2匁3分2厘	2匁3分	0.99
5匁5分	5匁4分	0.98
5匁	4匁7分5厘	0.95
3匁2分	3匁1分	0.96
2匁5分	2匁4分	0.96
4匁2分	4匁1分	0.97
3匁8分	3匁6分7厘	0.96
	平均	0.96
銀 2匁1分6厘	当時引下方無御座候	
2匁8厘	〃	
1匁9分	〃	
1匁7分6厘2毛	〃	
1匁7分	〃	
1匁6分2厘	〃	
1匁5分4厘	〃	
1匁4分6厘	〃	
1匁2分5厘	〃	
1匁1分8厘	〃	
1匁	〃	
8分6厘	〃	
1匁	〃	
9分	〃	
6分8厘	〃	

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
400 文	368 文	0.92
364 文	340 文	0.93
324 文	300 文	0.92
224 文	208 文	0.92
224 文	208 文	0.92
200 文	184 文	0.92
156 文	144 文	0.92
124 文	116 文	0.93
80 文	76 文	0.95
324 文	300 文	0.92
272 文	252 文	0.92
224 文	208 文	0.92
188 文	176 文	0.93
148 文	140 文	0.94
112 文	104 文	0.92
40 文	38 文	0.95
272 文	252 文	0.92
164 文	152 文	0.92

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(9) つづき

品名	単位
下塗同断 草履附駒下駄 草鼻緒草履下駄大形 同女物 木綿真田緒草履下駄大形 同女物 竹皮寄緒草履下駄大形 同女物	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

(10) 素麵類小売引下げ値段書上 拾壹番組諸色掛 神田多町老丁目 名主 権左衛門

品名	単位
下リ素麵極上 同中 同地廻リ素麵極上 同中 同下	100文 = 付 〃 〃 〃 〃

(11) 地掛蠟燭 下リ地掛蠟燭取調掛 新両替町 名主 佐兵衛 加賀町 名主 平四郎

品名	単位
地掛蠟燭	100文 = 付 (1 挺売)
〃	〃 (2 〃)
〃	〃 (3 〃)
〃	〃 (4 〃)
〃	〃 (5 〃)
〃	〃 (6 〃)
〃	〃 (7 〃)
〃	〃 (8 〃)
〃	〃 (9 〃)
〃	〃 (10 〃)



天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について(大石)

(12) 炭薪値段引下げ書上 炭薪掛 名主共

品 名			単 位
上中下佐同 堅同雜松	倉中下 木小 木小	炭炭炭炭炭	1 俵 = 付 〃 〃 〃 〃
		割割	1 抱 = 付 〃 〃 〃

(13) 鱸値段引下げ書上 諸色取調掛 名主共

品 名			単 位
鱸大 小 取 交			1 皿 = 付 〃 〃

(14) 麻亭引下げ値段書上 諸色掛 新草屋町 名主 定次郎

品 名			単 位
野州引田麻 〃 〃 〃 〃			上 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			中 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			下 1 貫目 = 付
野州岡地麻 〃 〃 〃 〃			上 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			中 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			下 1 貫目 = 付
野州永野麻 〃 〃 〃 〃			上 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			中 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付
			下 1 貫目 = 付
			同 10目 = 付

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月中引下直段 銭 500 文	銭 466 文	0.93
〃 〃 448 文	〃 422 文	0.94
〃 〃 364 文	〃 342 文	0.93
〃 〃 144 文	〃 135 文	0.93
〃 〃 132 文	〃 124 文	0.93
〃 〃 120 文	〃 112 文	0.93
〃 〃 46 文	〃 24 文	0.52
〃 〃 30 文	〃 28 文	0.93
〃 〃 26 文	〃 24 文	0.92
〃 〃 22 文	〃 20 文	0.90
		平均 0.88

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
180 文	172 文	0.95
172 文	164 文	0.95
164 文	156 文	0.95
	小売之分右=准為引下ヶ申候	平均 0.95

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
45匁6分	44匁6分4厘	0.97
51文	46文	0.90
42匁8分5厘	37匁5分	0.87
48文	39文	0.81
35匁2分9厘	30匁	0.85
39文	31文	0.79
36匁8分6厘	35匁2分9厘	0.95
41文	36文	0.87
34匁2分8厘	32匁4分3厘	0.94
38文	33文	0.86
31匁5分7厘	30匁	0.95
35文	31文	0.88
32匁	30匁	0.93
35文	31文	0.88
28匁5分7厘	27匁2分7厘	0.95
31文	28文	0.90
24匁	21匁4分3厘	0.89
26文	22文	0.84

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(14) つづき

品名	単位
同 岡 束 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付 中 1貫目 = 付 同 10目 = 付 下 1貫目 = 付 同 10目 = 付
野 州 嶋 田 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付 中 1貫目 = 付 同 10目 = 付 下 1貫目 = 付 同 10目 = 付
野 州 染 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付
信 州 青 引 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付 中 1貫目 = 付 同 10目 = 付 下 1貫目 = 付 同 10目 = 付
越 後 金 引 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付
上 州 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付 中 1貫目 = 付 同 10目 = 付 下 1貫目 = 付 同 10目 = 付
会 津 伊 北 麻	上 1貫目 = 付 同 10目 = 付 中 1貫目 = 付 同 10目 = 付 下 1貫目 = 付 同 10目 = 付
(以上古麻)	

(15) 味噌引下げ値段書上 拾貳番組諸色掛 本郷四丁目 名主 又右衛門

品名	単位
極 上 味 噌	錢 1両 = 付 100文 = 付
上 味 噌	錢 1両 = 付 100文 = 付
下 味 噌	錢 1両 = 付 100文 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
27匁	24匁	0.88
30文	24文	0.80
25匁	21匁 8分 2厘	0.87
28文	22文	0.78
22匁	20匁	0.90
24文	20文	0.83
24匁 5分 9厘	23匁 7分	0.96
27文	24文	0.88
21匁 8分 2厘	20匁 9分 7厘	0.96
24文	21文	0.87
18匁 1分 8厘	16匁 6分 6厘	0.91
20文	17文	0.85
48匁	44匁 4分 4厘	0.92
53文	46文	0.86
16匁 5分 3厘	16匁 3分 3厘	0.98
18文	16文	0.88
15匁	13匁 3分 3厘	0.88
16文	13文	0.81
12匁 5分	11匁 7分 6厘	0.94
14文	12文	0.85
26匁 4分	26匁 4分	1.00
29文	27文	0.93
23匁 7分	22匁 2分 6厘	0.93
26文	23文	0.88
19匁 6分 9厘	19匁 6分 9厘	1.00
22文	20文	0.90
10匁 6分 4厘	10匁 6分 4厘	1.00
11文	11文	1.00
21匁 8分	21匁 8分	1.00
24文	22文	0.91
19匁 3分 5厘	19匁 3分 5厘	1.00
21文	20文	0.95
17匁 1分 4厘	17匁 1分 4厘	1.00
19文	17文	0.89
	平均	0.90

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
33 貫 目	34 貫 500 目	0.95
460 目	530 目	0.86
38 貫 目	39 貫	0.97
540 目	600 目	0.90
43 貫 500 目	44 貫 200 目	0.98
610 目	680 目	0.89
	平均	0.92



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
120 目	130 目	0.92
160 目	170 目	0.94
180 目	190 目	0.94
200 目	220 目	0.90
270 目	300 目	0.90
180 目	200 目	0.90
270 目	300 目	0.90
55 目	60 目	0.91
90 目	100 目	0.90
		平均 0.91

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月値段 銀 4匁5分	銀 4匁3分	0.95
〃 24文	22文	0.91
〃 40文	38文	0.95
〃 164文	152文	0.92
〃 48文	45文	0.93
〃 8文	7文	0.87
〃 220文	205文	0.93
〃 92文	84文	0.91
〃 152文	142文	0.93
〃 68文	64文	0.94
〃 186文	172文	0.92
〃 116文	108文	0.93
〃 52文	48文	0.92
〃 28文	26文	0.92
〃 24文	22文	0.91
〃 264文	246文	0.93
〃 銀 18匁	銀 18匁	1.00
〃 銀 6匁8分	銀 6匁8分	1.00
〃 銀 6匁2分	銀 6匁2分	1.00
〃 銀 22匁5分	銀 22匁5分	1.00
		平均 0.93

新右衛門

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月値段 28匁5分	25匁	0.87
〃 26匁	23匁	0.88
〃 24匁	20匁	0.83
〃 23匁5分	22匁	0.93
〃 21匁2分	19匁8分	0.93



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月値段	22匁	18匁5分	0.84
〃	8匁7分	8匁3分	0.95
〃	7匁1分	6匁9分	0.97
〃	6匁2分	6匁	0.96
〃	7匁1分	6匁7分	0.94
〃	5匁7分	5匁3分	0.92
〃	4匁1分	3匁8分	0.92
〃	1貫150文	銭950文	0.82
〃	23匁5分	19匁2分	0.81
〃	22匁5分	17匁6分	0.78
〃	12匁8分	11匁	0.85
			平均 0.88

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
200文		184文	0.92
100文		90文	0.90
14文		13文	0.92
100文		90文	0.90
14文		13文	0.92
14文		13文	0.92
40文		38文	0.95
164文		155文	0.94
80文		74文	0.92
12文		11文	0.91
80文		74文	0.92
12文		11文	0.91
12文		11文	0.91
40文		38文	0.95
132文		126文	0.95
72文		60文	0.83
180文		168文	0.93
88文		83文	0.94
14文		13文	0.92
88文		83文	0.94
44文		42文	0.95
32文		30文	0.93
12文△14文迄之処		11文△13文迄	(平均) 0.92
10文△12文迄之処		10文△11文迄	〃 0.95
36文△40文迄之処		34文△38文迄	〃 0.94
			平均 0.92

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(20) 蕎麦温飩引下げ値段書上 諸色掛 麻布 永坂町 名主 次郎左衛門

品名	単位
蕎麦大蒸籠	1ツ = 付
挽拔盛蕎麦	1ツ = 付
並盛蕎麦	1ツ = 付

(21) 一膳飯値段取調書上 九番組 諸色掛 本芝町 名主 八郎左衛門 芝松本町 名主

品名	単位
一膳飯	白米1升炊上ヲ8膳=盛 1膳 9膳=盛

(22) 線香値段取調書上 諸色掛 本芝町 名主 八郎左衛門 芝松本町 清左衛門

品名	単位
太官香	5把 入
中官香	1把 入
兔官香	5把 入
長寿香	1把 入
唐丸香	5把 入
龍春王野香	1把 入
清明香	5把 入
安蘭源息花氏香	1把 入
	5把 入
	1把 入

(23) 銅葉引下げ値段書上 麻布永坂町 名主 次郎左衛門 青山久保町 名主 佐太郎

品名	単位
銅葉	金1両 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月中引下げ44文（ソレ以前 48文）	銭 40 文	0.90
〃    14文（ソレ以前 16文）	〃    13 文	0.92
銭    12文	〃    11 文	0.91
		平均 0.91

清左衛門

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月〆引下げ売値段 14 文	13 文	0.92
〃                  12 文	11 文	0.91
		平均 0.91

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月〆売値段 11匁2分5厘		
〃          2匁8分		
〃          6匁5分		
〃          1匁5分		
〃          200 文	188 文	0.94
〃          44 文	40 文	0.90
〃          116 文	109 文	0.93
〃          24 文	22 文	0.91
〃          80 文	76 文	0.95
〃          20 文	18 文	0.90
〃          44 文	40 文	0.90
〃          104 文	100 文	0.96
〃          23 文	22 文	0.95
〃          164 文	156 文	0.95
〃          36 文	32 文	0.88
〃          124 文	116 文	0.93
〃          60 文	58 文	0.96
〃          11 文	10 文	0.90
		平均 0.92

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
170 貫目	180 貫目	0.94



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月売 6枚	6枚半	0.92
〃 124文	116文	0.93
〃 104文	90文	0.86
〃 208文	184文	0.88
〃 48文	44文	0.91
〃 28個	29個	0.96
〃 5把	6把	0.83
〃 6枚	6枚半	0.92
		平均 0.90

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段 224文	208文	0.92
〃 200文	180文	0.90
〃 164文	152文	0.92
〃 148文	136文	0.91
〃 172文	160文	0.93
〃 160文	148文	0.92
〃 148文	136文	0.91
〃 136文	126文	0.92
〃 148文	136文	0.91
〃 144文	132文	0.91
〃 136文	125文	0.91
〃 60文	56文	0.93
〃 56文	52文	0.92
〃 60文	56文	0.93
〃 56文	52文	0.92
〃 64文	60文	0.93
〃 60文	56文	0.93
〃 650文	600文	0.92
〃 550文	500文	0.90
〃 420文	390文	0.92
〃 900文	828文	0.92
〃 700文	644文	0.92
〃 480文	440文	0.91
〃 420文	390文	0.92
〃 350文	320文	0.91
〃 580文	532文	0.91
〃 460文	424文	0.92
〃 400文	368文	0.92
〃 370文	340文	0.91
〃 500文	460文	0.92
〃 450文	410文	0.91
〃 400文	368文	0.92
		平均 0.91

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(26) 手拭引下げ値段書上 拾四番組 諸色掛 名主共

品名	単位
下 上 手 拭	仕 入 1反 = 付 売 値 段 1筋 = 付
下 下 手 拭	仕 入 1反 = 付 売 値 段 1筋 = 付
地 上 手 拭	仕 入 1反 = 付 売 値 段 1筋 = 付
地 下 手 拭	仕 入 1反 = 付 売 値 段 1筋 = 付

(27) 足袋・股引引下げ値段書上 拾四番組 諸色掛 名主共

品名	単位
11 文 白 足 袋 10 文 9 文	1 足 = 付 〃 〃
11 文 紺 足 袋 10 文 9 文	1 足 = 付 〃 〃
上 紺 織 色 裕 股 引 同 断 前 通 し 同 断 単	1 足 = 付 〃 〃

(28) 豆腐引下げ値段書上 拾四番組 諸色掛 名主共

品名	単位
水 豆 腐	1 挺 = 付 (1箱ヲ9挺ニ切)
焼 豆 腐	1 ツ = 付 (1箱ヲ108ニ切)
油 揚	1 ツ = 付 (1箱ヲ162ニ切)

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段	11匁	10 匁 5 分	0.95
〃	132文	124 文	0.93
〃	10匁	9 匁	0.90
〃	110文	102 文	0.92
〃	10匁8分	10 匁 3 分	0.95
〃	128文	120 文	0.93
〃	8匁	7 匁 5 分	0.93
〃	94文	84 文	0.89
			平均 0.92

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段	256文	240 文	0.93
〃	248文	232 文	0.93
〃	224文	208 文	0.92
〃	288文	272 文	0.94
〃	280文	264 文	0.94
〃	256文	240 文	0.93
〔註〕		(1朱=436文)とする	
当5月引下値段	1分1朱	1分372文	0.97
〃	1分	2朱772文	0.94
〃	2朱550文	2朱500文	0.96
			平均 0.94

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月値段	48 文	44 文	0.91
〃	4 文	4 文	1.00
〃	5 文	5 文	1.00
			平均 0.97

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(29) 鮎値段取調書上 八番組 諸色掛 桜田久保町 名主 惣右衛門

品名	単位
並 鮎	100 文 = 付
上 鮎	〃
ちらし五もく鮎	1 膳 = 付

(30) 蠟値段書 蠟燭取扱掛 伊勢町 喜右衛門 通四丁目 長兵衛 本石町三丁目 孫八

品名	単位
上中之上 蠟	金 1 両 = 付
中之下 蠟	〃
中下大坂晒 蠟	〃
	〃
	〃

(31) 煙草値段引下げ書上 拾三番組 諸色掛 谷中町 名主 忠次郎 後見 助左衛門

品目	単位
玉煙草之分 上奥野常信	掛目 100匁
州州州州	〃 90匁
秩州州	〃 85匁
父松水	〃 100匁迄
館川上戸坂	〃 95匁迄
刻刻刻刻	〃
	〃
	〃
	〃
野州大	160匁
玉崩し	1ト山 = 付
田葉上下	掛目 1斤 = 付
	〃 5匁5分
刻煙草之分 国	掛目
府	〃 10匁 = 付
〃	〃 5匁 = 付
〃	〃 10匁 = 付
〃	〃 5匁 = 付
〃	〃 10匁 = 付
〃	〃 5匁 = 付
上 館	〃 10匁 = 付
山 和 刻	〃 5匁 = 付
	〃 10匁 = 付
	〃 5匁 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当3月迄 数 24 4月引下げ 数 26	数 27	0.96
〃 〃 12 〃 〃 14	〃 15	0.93
〃 100文 〃 72文	68文	0.94
		※平均 0.94

※〔註〕 4月を基準として計算した

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
2 貫 900 目	3 貫 50 目	0.95
3 貫	3 貫 400 目	0.88
3 貫 100 目	3 貫 500 目	0.88
	3 貫 600 目	
3 貫 250 目	3 貫 800 目	0.85
2 貫 800 目	3 貫	0.93
		平均 0.89

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月以来売値段 銭 400文	銭 380 文	0.95
〃 〃 224文	〃 216 文	0.96
〃 〃 232文	〃 224 文	0.96
〃 〃 156文	〃 150 文	0.96
〃 〃 232文		
〃 〃 15文	〃 14 文	0.93
〃 〃 11文	〃 11 文	1.00
〃 〃 76文	〃 72 文	0.94
〃 〃 62文	〃 36 文	
〃 〃 46文	〃 60 文	0.96
	〃 30 文	
	〃 44 文	0.95
	〃 22 文	
〃 〃 38文	〃 36 文	0.94
〃 〃 30文	〃 18 文	
	〃 28 文	0.93
	〃 14 文	
		平均 0.95

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(32) 箆籠引下げ値段取調申上候書付 拾三番組 諸色掛 名主 三左衛門

品名		単位	
用心籠	上下7皮	1番2番 1ト組=付	
味噌漉	並同8寸	寸	底目
毛篩	細5寸	荒	升
米揚	3寸		升
米揚箕	3寸	ツ	升
舟	尺	5寸	寸
目	尺	4寸	寸
紙下塩箕	尺	3寸	升
層ケ籠	2寸	小	升
籠	紐	め丸つ	升
箕	1		斗
竹柄杓	8寸		升
茶柄杓	5寸		升
前載籠	4寸		合
御膳籠	並	1寸	番
出来合		上	
		1荷=付	8寸 高
		〃	7寸 高
		〃	6寸 高
		〃	8寸 平
		〃	7寸 平
		〃	6寸 平

(33) 桶類引下げ値段取調書上 拾三番組 下谷坂本町 名主 伝次郎

品名		単位	
手桶	榎赤身	極	上下
	杉赤身	極	上下
釣瓶	榎赤身	極	上下
	杉赤身	極	上下
小桶 9寸	榎赤身	極	上下
	杉赤身	極	上下
飯櫃 2升入	榎赤身	極	上下
米洗桶 尺	榎赤身	極	上下

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当3月値段	5月書上		
金1分ト 600文	金1分ト 400文	金 1分ト 300文	0.88
〃 1分ト 400文	〃 1分ト 200文	1分ト 148文	0.91
〃 40文	〃 32文		
〃 44文	〃 40文	38文	0.95
〃 132文	〃 108文	107文	0.99
〃 136文	〃 120文	119文	0.99
〃 116文	〃 80文		
〃 72文	〃 64文		平均 0.94
〃 64文	〃 56文		
〃 332文	〃 272文		
〃 112文	〃 100文		[註] 5月を基準
〃 72文	〃 64文		1分=436文
〃 64文	〃 56文		とする
〃 32文	〃 28文		
〃 28文	〃 24文		
〃 16文	〃 12文		
〃 24文	〃 20文		
〃 44文	〃 32文		
〃 24文	〃 (ママ)20文		
〃 200文	〃 184文		
〃 180文	〃 164文		
〃 140文	〃 132文		
〃 36文	〃 32文		
〃 32文	〃 28文		
〃 16文	〃 12文		
〃 348文	〃 324文		
〃 3 朱	〃 2 朱200文		
3月値段 文(虫くい)	5月書上 2朱100文		

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段	金1朱(436文)	406 文	0.93
〃	240 文	228 文	0.95
〃	400 文	376 文	0.94
〃	188 文	178 文	0.94
〃	248 文	236 文	0.95
〃	148 文	140 文	0.94
〃	200 文	184 文	0.92
〃	124 文	118 文	0.95
〃	148 文	140 文	0.94
〃	116 文	110 文	0.94
〃	132 文	124 文	0.93
〃	108 文	104 文	0.96
〃	548 文	520 文	0.94
〃	348 文	330 文	0.94
〃	272 文	258 文	0.94
〃	148 文	140 文	0.94

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(33) つづき

品名	単位
米洗桶尺	
猿ぼ	
手水盥	
盥1尺5寸	
荷ひ桶	

(34) 明樽 七番組 諸色掛之内 明樽掛 名主共

品名	単位
酒上明樽	1樽 = 付
同中	〃
同下	〃
醬油明樽上	〃
同中	〃
同下	〃

(35) 今戸焼類・醬附油・白粉・紅・元結・齒磨・損料品・駕籠賃 三番組 浅草新鳥越町 名主

品名	単位
今戸焼	1ツ = 付
檀古風呂並磨	〃
	〃
	〃
	〃
炮録	錢 200文 = 付
鬘寸附き	錢 100文 = 付
白紅元	錢 〃
齒磨	錢 〃
	錢 〃
	錢 15文 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段	180 文	172 文	0.95
〃	124 文	118 文	0.95
〃	116 文	110 文	0.94
〃	100 文	91 文	0.91
〃	132 文	124 文	0.93
〃	116 文	110 文	0.94
〃	448 文	424 文	0.94
〃	240 文	228 文	0.95
〃	324 文	308 文	0.95
〃	216 文	204 文	0.94
〃	648 文	616 文	0.95
〃	900 文	851 文	0.94
			平均 0.94

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
買	180 文	買 172 文	0.95
売	200 文	売 186 文	0.93
買	148 文	買 136 文	0.91
売	160 文	売 152 文	0.95
買	128 文	買 120 文	0.93
売	132 文	売 122 文	0.92
買	172 文	買 168 文	0.97
売	188 文	売 182 文	0.96
買	100 文	買 92 文	0.92
売	112 文	売 108 文	0.96
買	72 文	買 68 文	0.94
売	84 文	売 80 文	0.95
			平均 0.94

兵藏 同所茅町一丁目 名主 弥兵衛 同所並木町 名主 伊兵衛

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月書上	15文	14文	0.93
〃	9文	8文	0.88
〃	316文	292文	0.92
〃	280文	264文	0.94
〃	213文	200文	0.93
〃	94文	88文	0.93
〃	21枚	22枚	0.95
〃	目方 18匁4分	目方 19匁5分	0.94
〃	目方 18匁4分	目方 19匁5分	0.94
		6文引下げ	0.94
		〃	0.94
		〃	0.94
	目方 1匁9分	目方 2 匁	0.95



天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月書上損料銭	40文	銭 38文	0.95
〃	16文	15文	0.93
〃	24文	23文	0.95
〃	20文	19文	0.95
〃	16文	15文	0.93
当5月書上 駕籠代 人足2人 賃銭	748文	700文	0.93
〃	448文	420文	0.93
〃	348文	324文	0.93
〃	300文	276文	0.92
〃	700文	648文	0.92
			平均 0.93

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当5月取調引下げ値段	銭 172文	160 文	0.93
〃	276文	256 文	0.92
〃	128文	120 文	0.93
〃	456文	432 文	0.94
〃	銀 5匁1分	5 匁	0.98
〃	銭 140文	128 文	0.91
〃	164文	152 文	0.92
〃	188文	172 文	0.91
〃	銀 6匁5分		
〃	銭 472文	440 文	0.93
〃	572文	532 文	0.93
〃	248文	224 文	0.90
〃	288文	260 文	0.90
〃	448文	428 文	0.95
〃	332文	308 文	0.92
〃	132文	124 文	0.93
〃	銀 9匁2分		
〃	2匁5分		
〃	7匁		
〃	8匁		
〃	銭 180文	168 文	0.93
〃	銀 11匁		
〃	13匁		
〃	20匁5分		
〃	銭 232文	216 文	0.93
〃	124文	116 文	0.93
			平均 0.92

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(37) 車力賃引下方再伺

十番組 諸色掛 麻布谷町 名主 太郎 青山久保町

品	名	単	位
車 力 賃			

〔註〕 再伺となっているのは、これまでは里数で引下げを伺つたところ「里数＝而者荷物積方且品物等

(38) 蕨菰直段書上

拾二番組 諸色掛 本郷四町目 名主 又右衛門

品	名	単	位
武州二合半綾瀬川辺出	上 中 下	蕨 蕨 蕨	10 把 = 付
武州大森玉川筋稲毛大師河原辺出	上 中 下	蕨 蕨 蕨	
疊 薄 菰	上 中 下	糸 網	10 枚 = 付
婦 菰	上 中 下		

(39) 榎欄繩値段書上

八番組 諸色掛 桜田和泉町 名主 勘助

品	名	単	位
上 榎 欄 荷 ひ 繩			1 尋 = 付
榎 欄 嶋 田 繩			1 把 = 付
同 下 嶋 田 繩			〃
同 窓 引 繩			1 尋 = 付
同 に な ひ 繩			1 荷分 = 付
上 染 榎 欄 繩			1 把 = 付
下 染 (カ) 榎 呂 繩			〃

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

名主 佐太郎

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
是まで銭1貫文請取候分	銭 916 文	0.91
≧ 500文 ≧	≧ 456 文	0.91
≧ 100文 ≧	≧ 88 文	0.88
(以上の他はこれ	に准じて引下げる筈)	平均 0.90

=寄賃銭甲乙も可有之哉=付」銭相場割合で書直したため。

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銭 240 文	224 文	0.93
140 文	132 文	0.94
80 文	72 文	0.90
164 文	153 文	0.93
100 文	90 文	0.90
48 文	45 文	0.93
372 文	348 文	0.93
348 文	324 文	0.93
248 文	232 文	0.93
212 文	200 文	0.94
184 文	172 文	0.93
164 文	156 文	0.95
		平均 0.92

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銭 27 文	26 文	0.96
≧ 80 文	76 文	0.95
≧ 60 文	50 文	0.83
≧ 18 文	17 文	0.94
≧ 80 文	76 文	0.95
≧ 64 文	62 文	0.96
≧ 56 文	54 文	0.96
		平均 0.93



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銭 25 文	23 文	0.92
15 文	14 文	0.93
13 文	12 文	0.92
10 文	9 文	0.90
7 文	6 文	0.85
4 文5分	4 文	0.88
488 文	453 文	0.92
124 文	116 文	0.93
116 文	108 文	0.93
15 文	14 文	0.93
15 文	14 文	0.93
116 文	108 文	0.93
40 文	37 文	0.92
28 文	26 文	0.92
12 文	11 文	0.91
		平均 0.91

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銀 4匁3分4厘		
ノ 4匁 7厘		
ノ 3匁8分1厘		
ノ 3匁5分		
ノ 3匁2分5厘		
ノ 3匁 8厘		

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
代 5匁8分5厘		
5匁4分		
5匁1分		
4匁7分		
4匁5分		
4匁7分		
4匁9分		
4匁7分		
4匁5分		
4匁2分5厘		
3匁9分		
4匁		



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
代 6匁 5匁5分 5匁2分 4匁8分 4匁6分5厘 4匁8分  5匁 4匁8分 4匁6分 4匁4分 4匁1分 4匁1分		

町 名主 虎三郎

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段 32文	28文	0.87
〃 18文	16文	0.88
〃 20文	18文	0.90
〃 30文	24文	0.80
〃 34文	31文	0.91
〃 22文	20文	0.90
〃 30文	27文	0.90
〃 124文	112文	0.90
〃 100文	90文	0.90
〃 80文	72文	0.90
〃 1貫 200文	1貫 100文	0.91
〃 2貫 200文	2貫 100文	0.90
〃 2貫 748文	2貫 500文	0.90
〃 3貫 700文	3貫 500文	0.94
〃 数 36	数 37	0.97
〃 26	〃 27	0.96
〃 20	〃 21	0.95
8文	7文	0.87
	平均	0.90

名主 虎三郎

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段 28文	26文	0.92
〃 20文	18文	0.90
〃 16文	15文	0.93
〃 88文	82文	0.93
〃 10文	9文	0.90
〃 7文	6文	0.85
〃 76文	72文	0.94
〃 56文	52文	0.92
〃 10文	9文	0.90
	平均	0.91



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

早稲田町 名主 虎三郎

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月引下値段 40文	36 文	0.90
〃 80文	72 文	0.90
〃 164文	148 文	0.90
〃 248文	224 文	0.90
		平均 0.90

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
40 文	36 文	0.90
40 文	36 文	0.90
14 文	13 文	0.92
36 文	32 文	0.88
36 文	32 文	0.88
14 文	13 文	0.92
40 文	36 文	0.90
44 文	40 文	0.90
28 文	26 文	0.92
130 文	124 文	0.95
80 文	74 文	0.92
60 文	56 文	0.93
130 文	140 文	0.92
14 文	13 文	0.92
14 文	13 文	0.92
32 文	30 文	0.93
32 文	30 文	0.93
24 文	20 文	0.83
100 文	90 文	0.90
46 文	36 文	0.78
14 文	13 文	0.92
24 文	22 文	0.91
24 文	22 文	0.91
14 文	13 文	0.92
40 文	36 文	0.90
40 文	36 文	0.90
120 文	118 文	0.98
64 文	60 文	0.93
8文~36文	8文~32文	0.90
4 文	3 文	0.75
180 目	190 目	0.94
300 目	320 目	0.93
250 目	270 目	0.92
200 文	180 文	0.90
132 文	124 文	0.93
132 文	124 文	0.93
200 文	180 文	0.90
148 文	136 文	0.91
100 文	88 文	0.88
52 文	48 文	0.92
108 文	90 文	0.83
56 文	48 文	0.85

此外右ニ准引  
下申候



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段			此度引下げ			引下げ率
10匁9分6厘	1溜=付	1貫80文	10匁	1升=付	64文	0.91
8匁5分	〃	812文	7匁5分	〃	50文	0.88
7匁	〃	650文	6匁	〃	36文	0.85
9匁5分	〃	972文	9匁	〃	56文	0.94
	52文			48文		0.92
	48文			44文		0.91
	116文			100文		0.86
	88文			80文		0.90
	44文			40文		0.90
						平均 0.90

是までの値段		此度引下げ		引下げ率
当5月中引下値段	銀 13匁	銀 12匁2分		0.93
〃	11匁	10匁4分		0.94
〃	9匁8分	9匁3分		0.94
〃	8匁8分	8匁4分		0.95
〃	10匁5分	10匁		0.95
〃	8匁9分	8匁5分		0.95
〃	8匁	7匁6分		0.95
〃	9匁	8匁5分		0.94
〃	8匁1分	7匁7分		0.95
〃	7匁1分	6匁7分		0.94
〃	5匁5分	5匁2分5厘		0.95
〃	8匁5分	8匁1分		0.95
〃	7匁5分	7匁1分		0.94
〃	5匁3分	5匁		0.94
〃	4匁5分	4匁2分5厘		0.94
〃	7匁5分	7匁1分		0.94
〃	6匁	5匁6分3厘		0.93
〃	4匁2分5厘	4匁5厘		0.95
〃	6匁	5匁6分3厘		0.93
〃	4匁7分5厘	4匁5分		0.94
〃	3匁7分5厘	3匁5分5厘		0.94
〃	5匁2分	4匁9分		0.94
〃	3匁8分	3匁6分		0.94
〃	3匁1分6厘	2匁9分6厘		0.93
〃	2匁6分5厘	2匁4分5厘		0.92
〃	1匁9分	1匁7分2厘		0.90
〃	9匁9分5厘	8匁9分		0.89
〃	8匁8分	7匁9分		0.89
〃	7匁3分	6匁5分7厘		0.90
〃	7匁3分	6匁5分7厘		0.90
〃	6匁	5匁4分		0.90
〃	5匁	4匁5分		0.90
〃	4匁2分5厘	3匁8分		0.89
〃	6匁6分5厘	5匁9分5厘		0.89
〃	5匁5分6厘	5匁		0.89
〃	3匁5分7厘	3匁2分		0.89
〃	4匁9分5厘	4匁4分3厘		0.89
〃	4匁1分	3匁6分8厘		0.89
〃	3匁5分7厘	3匁2分		0.89
〃	4匁2分8厘	3匁8分5厘		0.89

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について(大石)

(49) つづき

品名	単位
下り雪踏 9 子 供 文 物	1 足 = 付 中 下 上 中 並 下

(49) 砂糖

品名	単位
上唐三盆白砂糖 糖	1 斤 = 付
同上唐雪中白砂糖 糖	
同上唐上雪中白砂糖 糖	
同上唐太毛盆白出砂糖 糖嶋糖	
同上唐三盆上中下白砂糖 糖	
同上唐初天光印玉松印砂糖 位	
同上唐上光白上松印砂糖 位	
同上唐州上黑中下砂糖 位	
同上唐冰掛物色お洗砂糖 糖	
同上唐金砂砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	
同上唐米砂糖 糖	

(50) 薪値段追書上 炭薪掛 名主共

品名	単位
下総築比地金野井并其最寄出候 堅木大東 雜木大東	1 両 = 付

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月中引下値段 銀 3匁7分5厘	銀 3匁3分8厘	0.90
〃 3匁3分3厘	3匁	0.90
〃 4匁	3匁6分	0.90
〃 3匁5分5厘	3匁1分6厘	0.89
〃 3匁	2匁7分	0.90
〃 2匁3分5厘	2匁1分	0.89
〃 1匁9分	1匁7分	0.89
〃 1匁3分2厘	1匁1分8厘	0.89
	平均	0.91

是までの値段	此度引上げ	引下げ率
銀 4匁7分	銀 4匁8分	1.02
4匁2分	4匁5分	1.07
2匁6分5厘	2匁9分	1.09
2匁4分5厘	2匁7分	1.10
2匁3分	2匁5分	1.08
1匁1分5厘	2匁3分	2.00
1匁7分	2匁	1.17
2匁7分9厘	2匁9分5厘	1.05
3匁1分	3匁5分	1.12
2匁7分	3匁	1.11
2匁3分	2匁5分	1.08
2匁1分6厘	2匁4分	1.11
2匁	2匁3分	1.10
1匁9分2厘	2匁1分7厘	1.13
1匁7分	2匁	1.22
1匁6分2厘	2匁	1.23
1匁6分2厘	1匁9分5厘	1.20
1匁5分4厘	1匁8分3厘	1.18
1匁4分6厘	1匁7分5厘	1.19
1匁2分5厘	1匁5分2厘	1.21
1匁1分8厘	1匁5分5厘	1.31
1匁	1匁3分9厘	1.39
8分6厘	1匁2分8厘	1.48
5匁4分	5匁	1.07
銀 6匁 ~ 8匁5分		
5匁 ~ 2匁5分		
5匁 ~ 7匁		
4匁5分 ~ 3匁5分		
8匁 ~ 10匁		
10匁 ~		
	平均	1.19

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
去丑10月中 52 束	62 束	0.83
〃 72 束	86 束	0.83
	平均	0.83



天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
銀 28匁 ~30匁 錢 30匁5分 ~32匁5分 32文~34文		
銀 22匁 ~24匁 錢 24匁 ~26匁 25文~27文		
銀 17匁 ~19匁 錢 18匁5分 ~20匁5分 19文~21文		
銀 22匁 ~24匁 錢 24匁 ~26匁 25文~27文		
銀 18匁5分 ~20匁5厘 錢 20匁 ~22匁 21文~23文		
銀 14匁 ~15匁5分 錢 15匁 ~16匁5分 16文~(虫クイ)		
銀 17匁9分 ~18匁8分7厘 錢 19匁3分5厘~20匁3分2厘 20文~21文		
銀 14匁7分6厘~15匁7分2厘 錢 15匁9分7厘~16匁9分3厘 16文~18文		
銀 8匁9分5厘~9匁6分7厘 錢 9匁6分7厘~10匁6分4厘 10文~11文		
銀 15匁3分8厘~16匁2分2厘 錢 16匁4分3厘~17匁3分9厘 17文~18文		
銀 13匁6分3厘~14匁2分8厘 錢 14匁6分3厘~15匁3分8厘 15文~16文		
銀 12匁2分4厘~12匁7分6厘 錢 13匁3分3厘~13匁9分5厘 14文~		

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月値段 銀 64匁8分	銀 62匁	0.95
〃 30匁5分	30匁	0.98
〃 9匁9分	9匁7分	0.97
〃 2貫900目	3貫200目	0.90
〃 4貫550目	4貫900目	0.92

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について(大石)

(52) つづき

品名	単位	位
下檳小鯨棕	1	両ニ付
	1	箇玉ニ付
	10	玉ニ付
	1	両束ニ付
	1	束ニ付
棕檜市檜椎	1000	枚ニ付
	1	把ニ付
	1	両ニ付
	1	挺ニ付
	1	両ニ付
柏北姥製	1	面 <sup>ノ</sup> ニ付
	1	本ニ付
	1	斤ニ付

(53) 魚油値段書上 小舟町二丁目 丸屋三郎兵衛 同町三丁目 植村屋七郎兵衛 平松町 遠州屋

品名	単位	位
紙漉魚油	1	樽ニ付
	1	升ニ付

(54) 水油 大伝馬町二丁目 源兵衛 田所町 善次郎 四ツ谷伝馬町三丁目 長九郎

品名	単位	位
大坂買附之分樽売値段	10	樽ニ付
	1	樽ニ付
堺	10	〃
	1	〃
中国	10	〃
	1	〃

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
当5月値段	6貫700目	0.99
〃 銀 10匁5分	銀 10匁5分	1.00
〃 銀 5匁3分	銀 5匁3分	1.00
〃 5貫目	5貫700目	0.87
〃 銀 14匁2分	銀 14匁2分	1.00
〃 銀 43匁5分	銀 43匁5分	1.00
〃 銀 2匁7分	銀 2匁6分	0.96
〃 12貫300目	15貫目	0.82
〃 銀 99匁5分	銀 98匁	0.98
〃 85貫目	85貫目	1.00
〃 59貫目	59貫目	1.00
〃 銀 17匁5分	銀 17匁5分	1.00
〃 銀 4匁5分	銀 4匁5分	1.00
〃 銀 1匁7分	銀 1匁7分	1.00
	平均	0.96

庄次郎 本芝四丁目 大坂屋重兵衛

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
220文	代金 1両1分ト7匁5分 260文	

註 不漁=而漁油高値=ツキ値上げ

是までの値段	此度引下げ	引下げ率
金 25両3分ト 銀 3匁6分3厘		
2両2分ト 銀 4匁8分6厘		
25両3分ト 銀 4匁7分9厘		
2両2分ト 銀 4匁9分8厘		
24両1分ト 銀 5匁7分7厘		
2両1分ト 銀 11匁 7厘		
	以上三品惣平均仕候而	
	1升=付 475文の処割合引下げ候而 440文	
	1合=付 44文	

天保13年8月“錢相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

(55) 模様類値段引下げ書帳 本石町貳丁目 嘉四郎店 井筒屋伊兵衛

品名	単	位
綸子地白地黒縫模様振袖	1 表	上中下 代代代
綸子地赤縫模様縮緬共 縮緬惣模様縫入中模様腰模様共ふり袖	1 表 1 表	上中下 代代代
縮緬裾模様縫入ふり袖	1 表	上中下 代代代
縮緬惣模様并中模様縫無留袖	1 表	上中下 代代代
縹子縫帯	1 筋	上中下 代代代
縹子縮緬縫服紗	1 掛	上中下 代代代
綸子地白地黒縫模様留袖	1 表	上中下 代代代
縮緬惣模様縫入中模様腰模様留袖	1 表	上中下 代代代

(56) 模様物値段引下げ書 本町壹丁目 清兵衛店 空屋又作

品名	単	位
綸子地黒模様	1 表 = 付	上中下 上中下
綸子地白模様	1 表 = 付	上中下 上中下
綸子地紅惣模様并 = 縮緬地紅惣模様共 縮緬惣模様并 = 中模様・腰模様共	1 表 = 付 1 表 = 付	上中下 上中下
縮緬裾模様	1 表 = 付	上中下 上中下
縹子縫帯地紗 縹子縮緬縫入大服紗	1 筋 = 付 1 枚 = 付	上中下 上中下
縮緬中幅縫入服紗	1 枚 = 付	上中下 上中下

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
5月引下げ値段	294 匁	294 匁	1.00
〃	262 匁	259 匁	0.98
〃	222 匁	220 匁	0.99
〃	300 匁	300 匁	1.00
3月引下げ値段	294 匁	294 匁	1.00
5月引下げ値段	252 匁	248 匁	0.98
〃	213 匁	210 匁	0.98
〃	262 匁	258 匁	0.98
〃	226 匁	223 匁	0.98
〃	176 匁	173 匁	0.98
〃	145 匁	142 匁	0.97
〃	118 匁	116 匁	0.98
〃	97 匁	95 匁	0.97
3月引下げ値段	147 匁	147 匁	1.00
5月	118 匁	118 匁	1.00
〃	77 匁	77 匁	1.00
〃	52 匁	52 匁	1.00
〃	119 匁	119 匁	1.00
〃	97 匁	95 匁	0.97
〃	80 匁	78 匁	0.97
3月引下げ値段	291 匁	291 匁	1.00
〃	240 匁	240 匁	1.00
〃	128 匁	128 匁	1.00
〃	273 匁	273 匁	1.00
〃	222 匁	219 匁	0.98
〃	144 匁 5分	142 匁 5分	0.98
			平均 0.98

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
先達而引下げ値段	294匁	294匁	1.00
〃	262匁 3分	260匁	0.99
〃	222匁 7分	220匁	0.98
〃	294匁	294匁	1.00
〃	257匁 4分	255匁	0.99
〃	217匁 8分	215匁	0.98
〃	300目	300匁	1.00
先達而引下げ値段	294匁	294匁	1.00
〃	262匁 3分	260匁	0.99
〃	222匁 7分	220匁	0.98
〃	262匁 3分	260匁	0.99
〃	217匁 8分	215匁	0.98
〃	176匁 8分	175匁	0.98
〃	147匁	147匁	1.00
〃	118匁 8分	118匁 8分	1.00
〃	94匁	93匁	0.98
〃	74匁 2分	72匁	0.97
〃	62匁	60匁	0.96
〃	40匁	38匁 5分	0.96
〃	30匁	29匁	0.96
			平均 0.98

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について(大石)

(57) 模様物値段引下げ書 本町老丁目 八郎右衛門店 左屋五兵衛

品名	単	位
綸子地白模様并 = 綸子地黒模様共	1	表 上中下 代代代
綸子地赤模様并 = 縮緬地紅模様共	1	表 上中下 代代代
縮緬惣模様縫入并 = 縮緬中模様腰模様共	1	表 上中下 代代代
縮緬裾模様縫入	1	表 上中下 代代代
縮緬染模様	1	表 上中下 代代代
縹子縫帯模様	1	筋 上中下 代代代
縹子縫服沙并 = 縮緬大巾縫服紗共	1	筋 上中下 代代代
中巾縮緬縫服紗	1	枚 上中下 代代代

(58) 模様値段引下げ書 本町老丁目春屋善兵衛

品名	単	位
綸子地白縫模様并 = 地黒共同様	1	表 上中下 代代代
綸子地紅縫模様并 = 縮緬地紅模様	1	表 上中下 代代代
縮緬縫入惣模様并 = 中模様腰模様同様	1	表 (上・中・下の 上中下 代代代)
縮緬縫入模様	1	表 上中下 代代代
縮緬染模様	1	表 上中下 代代代
縹子地縫帯	1	筋 上中下 代代代
提帯地	1	筋 上中下 代代代
縹子地縫服沙并 = 大巾縮緬同様	1	枚 上中下 代代代
中巾縮緬服紗	1	枚 上中下 代代代

天保13年8月“銭相場公定に伴う物価引下げ令”による「物価書上」について（大石）

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
当4月値下げ仕候	294匁	294匁	1.00
〃	267匁3分	264匁	0.98
〃	227匁7分	225匁	0.98
是迄	300匁限	300匁限	1.00
当4月値下げ仕候	294匁	294匁	1.00
〃	257匁4分	254匁	0.98
〃	217匁8分	215匁	0.98
〃	267匁3分	264匁	0.98
〃	222匁7分	220匁	0.98
〃	178匁2分	176匁	0.98
〃	145匁5分	144匁	0.98
〃	135匁6分	134匁	0.98
〃	118匁8分	116匁	0.97
〃	147匁	147匁	1.00
〃	118匁8分	117匁	0.98
〃	99匁	95匁	0.95
〃	79匁2分	76匁	0.95
〃	59匁4分	57匁	0.95
〃	39匁6分	37匁	0.93
〃	31匁6分	29匁	0.91
			平均 0.97

是までの値段		此度引下げ	引下げ率
4月中引下げ	294匁	294匁	1.00
〃	258匁	255匁	0.98
〃	206匁	203匁	0.98
	300匁	300匁	1.00
品無御座候)			
4月中引下げ	294匁	294匁	1.00
〃	245匁	242匁	0.98
〃	196匁	194匁	0.98
〃	255匁	252匁	0.98
〃	215匁	212匁	0.98
〃	174匁	172匁	0.98
〃	145匁	143匁	0.98
〃	127匁	125匁	0.98
〃	111匁	110匁	0.99
〃	147匁	147匁	1.00
〃	111匁	110匁	0.99
〃	81匁	80匁	0.98
〃	45匁	44匁	0.97
〃	122匁	120匁	0.98
〃	98匁	96匁	0.97
〃	78匁	76匁	0.97
〃	59匁	58匁	0.98
〃	44匁	43匁	0.97
〃	30匁	29匁	0.96
			平均 0.98

なお、この表に出てくるもので1～2註釈を加えたい。まず諸色掛であるが、これは江戸安針町名主雄左衛門以下41名で、その任命は天保13年3月6日の次ぎの法令にもとづいている。

今般問屋組合仲間与唱株立候儀停止被仰出候者、諸色直下ニ相成、軽きもの共渡世致易様ニとの厚御趣意ニ有之処、數多之内ニ者心得違之者も有之哉、表ニ者直下ケいたし内実者寄合直段等及相談候向も有之哉ニ相聞、如何之事ニ候、畢竟此者共掛り申付候者、右等之御趣意行届候様ニとの儀と有之候間、猶此上無油断、組々名主共申合支配限行届候様、厚可致教諭。

一 諸色直下ケいたし候者勿論之儀ニ候得共、価而已相下り其品劣り、又者元形ふこふり等ニいたし候而者其甲斐無之候間、実之直段不引合分者其品元形を立悼候様可致

一 諸職人手間錢之儀去ル申年已来、米価下落いたし候而茂不引下ケ趣ニ有之、右者早々取調引下ケ候様可致

一 諸色直下ケ之儀何者何程ニいたし売候様奉行所ふ致沙汰候而者、數多之商品之内ニ者差支之品も可有之間、右等之仕法致勤弁申立候様可致  
右之通被仰渡奉畏候為後日仍如件

天保十三寅年三月六日

この法令は諸色掛41人の1人1人宛に出されている。つまり諸色掛名主の任命は、株仲間を解散することによって物価引下げを期待したにもかかわらず、その期待に思わしい結果が得られず、そのため改めて物価引下げを促進する目的で設置されたものであることが分かる。この諸色掛名主が8月の錢相場引下げに伴う物価引下げの調査に利用されたわけである。

次ぎに表中に度々出てくる“5月中引下げ値段”または“5月中値段”の意味である。これは5月12日江戸市中に出された次ぎの物価引下げ令にもとづきものである。その物価引下げ令とは、

諸色高直ニ而者四民困窮之基ひニ付、今度十組上金を始メ、総而之物価ニ可拘物之上金ノ類并冥加を以御用相勤候向々、欠付人足等迄不殘御免之上、厚御世話も有之候処、諸色直段之儀日用之品者追々引下ケ候趣ニ者候得共品ニ寄一旬直下ケ不致分も有之、或者劣らせ掛目升目等を減し如何之売方有之哉ニ相聞不埒之至ニ候、右風聞之通相違

無之ニおゐて者折角御世話有之候御仁恵之御趣意も不行届、直下ケ之詮も無之候間、銘々御城下安住いたし、御国恩を以無異家業冥加之程を相弁之実意ニ立戻り正路ニ渡世可致候、万一利徳ニ泥ミ心得違之者有之者密々役人相廻シ買上置嚴重之咎申付ルニ而可有之候、乍去元方直段引下ケ掛合行届兼無抛直下ケ難相成訳柄も有之候ハ、元方掛合之書面等を以無斟酌早々月番之奉行所ふ可訴出候、左候ハ、遂吟味元方不埒之筋相聞候ハ、嚴重ニ是又咎可申付間、一同不移時日夫々直下ケ荷元等之掛合可致候。

右之趣町中不洩様相触知者也

右之通從町御奉行所、被仰渡候条、早々町中端々迄不洩様相触候

但番屋々江大半ニ相認張出可置候

五月十二日

町年寄

役所

というのである。つまり株仲間を解放し、それに賦課していた冥加金も免除し、物価の値下げを期待し更に3月6日には諸色掛名主まで任命して努力したにもかかわらず、一向に値下げが実行されないのみか、品質をおとしたり、掛目・升目を減らしたりなどする者もある有様であったので、改めて強く物価引下げを強制したわけである。「物価書上」のなかでたびたび比較の引き合いに出されている5月中値段とは、この物価引下げ令のことである。

さて第1表によって、錢公定相場6貫500文の設定によって引き上げられたのは7～8%前後であったことが分かる。これと第2表の各組ごとの引き下げ（予定）率を計算記入しておいた。

もしこの「物価書上」通りに実施されたとしたら、ほぼ錢相場引き上げによって、錢による小売相場は7～8%ほど引き下げられ、庶民の消費生活は、その分だけ楽になったろうと予想される。しかし現実にはそうなったかどうかは、先述の如く大きく疑問のあるところである。ともあれ、ここでは史料紹介にのみ留め、“天保改革の物価政策とその効果”については、他日稿を用意することとし、ここでは触れないこととする。なお引用した法令は「天保度御改正諸事留」による。（40.11.30稿）